

高松市美術協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、高松市美術協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、高松市内の美術関係団体の連絡と調整を図るとともに、地域文化の創造発展と文化水準の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域文化発展のため、各美術分野における調査及び表現の研究支援
- (2) 美術関係団体及び個人の支援のための講習会、セミナー等の開催
- (3) 美術関係事業の開催、支援に関すること
- (4) 社会教育、主に生涯教育の推進に関わること
- (5) 関係諸団体の連絡、協議に関すること
- (6) 会報、機関誌、研究記録の刊行
- (7) その他本協会の目的達成に必要なこと

第3章 会員

(団体の構成員)

第5条 本協会に次の会員を置く。

- (1) 団体会員 本協会の目的に賛同し入会した高松市内の美術関連団体
- (2) 個人会員 上記団体会員を構成する個人
- (3) 賛助会員 本協会の目的に賛同する個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、総会で別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知する。
- 3 ただし、入会を認められた団体会員を構成する個人は、前2項の規定にかかわらず個人会員として入会を認められる。
- 4 会長は、会員の入会の状況について総会で報告する。

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用及び作品展の開催及び運営費用に充てるため、会員は、入会金及び会費として総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が本協会の名誉を毀損し、秩序を乱し、又は、本協会の設立の趣旨若しくは、この定款に反する行為を行ったときは、総会において出席した会員の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、あらかじめ、その会員に除名の理由を通知し、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が前2条のほか、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費を滞納したとき
- (2) 死亡、又は解散したとき
- (3) 総団体会員が同意したとき
- (4) 個人会員であって、所属する団体会員が会員の資格を喪失したとき

(会費等の不返還)

第 11 条 既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、各団体（団体会員）から選出された会員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業報告書、決算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 事業計画書及び予算
- (7) 会員の除名
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他、総会で決議するものとしてこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎年度 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総団体会員の 10 分の 1 以上の議決権を有する団体会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたるとき又は会長に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

- 2 議長は議決権を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、団体より選出された会員 1 名につき 1 個とする。

- 2 ただし、総会に出席できない会員は、他の会員に議決権の行使を委任することができる。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、団体選出会員の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数を持って行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての団体選出会員の半数以上であつて、すべての団体選出会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事、監事の会員
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第 19 条 総会の議事においては、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した議事録署名人は、前項の議事録を作成する。

第 5 章 理事及び監事

(種別及び選任)

第 20 条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 (代表理事) 1 名
- (2) 副会長 (専務理事) 若干名
- (3) 常務理事 3 名以上
- (4) 理事 10 名以上
- (5) 監事 1 名以上

- 2 前項第 1 号の会長をもって代表理事とする。

- 3 総会において各団体 (団体会員) より選出された会員を理事として選定する。

また、監事は、個人会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、それ以外から選任することを妨げない。

- 4 会長及び副会長は理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 5 各団体は、常務理事として 1 名を選出する。

常務理事は、理事として 1 年以上の経験を持ち、理事会の決議で選定することができる。

- 6 理事又は監事に欠員を生じた場合において、社員総会を招集するいとまがないときは、理事会において選任し、その後最初に開催される社員総会において、その承認を得なければならない。
- 7 理事及び監事は、相互に兼ねる事ができない。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 会長は、この定款で定めるところにより、本協会を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、会長が欠けたとき、又はこの協会との利益が相反するときは、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内の最終の事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。
- 3 任期満了前までに退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期満了するときまでとする。

(役員解任)

第 24 条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において出席した団体選出会員の 3 分の 2 以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、あらかじめ、その役員に解任の理由を通知し、解任の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 25 条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる
- 4 会長が欠けたるとき、又は会長に事故のあるときは、あらかじめ会長の定めた順序により他の理事が議長に当たる

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行その他の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたるとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた順序により他の理事が理事会を招集する
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が提案したある事案について議決参加できる理事の全員が書面や電子メール等で、同意した場合にはその議案については可決したものと取り扱う

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 出席した議長及び議事録署名人は、前項の議事録を作成する。

第7章 名誉会長等

(名誉会長等)

第31条 本協会に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から総会において選任することができる。
- 3 現会長がその職を退いた場合は、総会の承認を得て、名誉会長の職に就くことができる。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる
- 5 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じ、本協会の業務の運営その他必要な事項について意見を述べるることができる

第8章 事務局

(設置等)

第32条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く
- 3 事務局長及び職員は、理事の中から会長が任免する
- 4 事務局長及び職員の給与等については支給しない
- 5 事務局長及び職員の事務分掌については、理事会において決める

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 助成金
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第34条 本協会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定め

る。

(経費の支弁)

第 35 条 この協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 36 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 37 条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の場合において、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じ、執行することができる
- 3 前項の規定により予算を執行した場合における収入および支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす

(事業報告及び決算)

第 38 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 決算報告書
 - (3) 事業報告書及び決算報告書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 2 号、第 3 号の書類については、定時総会に提出し、その内容を報告し、承認を受けなければならない
 - 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする

第 10 章 解散

(解散)

第 39 条 本協会は、総会の決議に基づいて解散する場合は、団体選出会員の総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない

(剰余金の処分制限)

第 40 条 本協会は、剰余金の分配をすることができない。

第 1 1 章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 本協会の公告は、電磁的方法により掲示する。

第 1 2 章 雑則

(書類及び帳簿の備付け)

第 42 条 本協会の事務所は、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員及び職員の名簿
- (4) 許可、認可及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める会議の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な書類及び帳簿

(委任)

第 43 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。